

## 大阪市危険物規制審査基準の一部改正についての概要

### 1 改正趣旨

危険物の規制に関する政令等の改正及び消防庁からの危険物規制に関する運用通知の発出等に伴い、申請に対する審査事務の円滑化を目的とし、大阪市危険物規制審査基準の一部を改正するもの

### 2 改正内容

#### (1) 予防規程認可基準（第2章第2節第3関係）

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について（通知）」（令和5年9月19日付け消防危第251号）により、屋外コンテナ等蓄電池設備において危険物の取扱いに該当する監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う場合に予防規程に規定することとされた事項を追加するもの

#### (2) 製造所の基準（第3章第1節関係）

ア 「危険物等事故防止ブロック連絡会議の開催結果について」（令和3年12月28日付け消防危第284号）により、危険物を取り扱う部分と耐火構造の床若しくは壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の特定防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分の出入口の特例に関する事項を改定するもの

イ 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和2年3月27日付け消防危第89号）により、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4条第1項第1号の規定に基づき実施することとされている電気防食について、公益社団法人腐食防食学会が策定した「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン（JSCE S 1901:2019）」に基づき施工する場合の取扱いを追加するもの

#### (3) 屋内貯蔵所の基準（第3章第2節第1関係）

ア 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和5年3月24日付け消防危第63号）により、厚さ70ミリメートル以上の鉄筋コンクリート造と同等以上の強度を有する構造に関する事項を改定するもの

イ 「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について（通知）」（令和5年12月28日消防危第361号）により、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の位置、構造、設備及び消火設備の特例に関する事項を追加するもの

#### (4) 地下タンク貯蔵所の基準（第3章第2節第4関係）

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和2年3月27日付け消防危第89号）により、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第4

条の 49（同第 4 条各号準用）の規定に基づき実施することとされている電気防食について、公益社団法人腐食防食学会が策定した「危険物施設の鋼製地下貯蔵タンク・配管に適用する電気防食規格及びガイドライン（JSCE S 1901:2019）」に基づき施工する場合の取扱いを追加するもの

(5) 給油取扱所の基準（第 3 章第 3 節第 1 関係）

「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」（令和 5 年政令第 348 号）、  
「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省令第 83 号）  
及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件」  
（令和 5 年総務省告示第 406 号）に整合するよう関連事項を改定するもの

(6) 一般取扱所の基準（第 3 章第 3 節第 3 関係）

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省令第 70 号）  
及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件」  
（令和 5 年総務省告示第 321 号）に整合するよう関連事項を改定し、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和 5 年 3 月 24 日付け消防危第 63 号）及び  
「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の運用について（通知）」（令和 5 年 9 月 19 日付け消防危第 251 号）により、同一階において 2 つの一般取扱所を隣接して設置する場合、壁及び出入口は共用に関する事項及び蓄電池設備以外では危険物を取り扱わない一般取扱所の特例に関する事項を追加するもの

(7) 消火設備（第 3 章第 4 節第 1 関係）

「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（令和 5 年 3 月 24 日付け消防危第 63 号）により、消火設備の特例に関する事項について追加するもの

(8) 蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取扱う屋内貯蔵所に設ける消火設備に係る運用指針（別記 18）

「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について（通知）」（令和 5 年 12 月 28 日消防危第 361 号）により、蓄電池により貯蔵される一定の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の消火設備の特例に関する事項を追加するもの

(9) その他所要の規定整備を行うもの

### 3 施行日

令和 6 年 4 月 1 日